

昭和 28 年 10 月 16 日

(第一次地方制度調査会答申 抜粋)

(宛 内閣総理大臣 吉田 茂 殿)
(発 地方制度調査会会長 前田 多門)

地方制度の改革に関する答申 (抜粋)

第 1 地方行政制度の改革に関する事項

1 . 地方公共団体の種類、性格、規模及び事務の配分に関する事項

(3) 警察、教育その他の事務の配分に関する事項

1 警察事務の配分に関する事項

イ . 現在の国家地方警察及び市町村自治体警察を廃止して、府県及び大都市単位の自治体警察を設け、公安委員会の下に置くものとする。この場合においては、中央機関を設け、警察相互の連絡調整及び教育、鑑識、通信等の施設の維持管理に当らしめるものとする。

ロ . 公安委員会の委員の資格制限は、緩和するものとする。

ハ . 国家的事件等に関しては、国は府県及び大都市自治体警察を指揮監督するものとする。

ニ . 警察事務の特殊性に鑑み、府県及び大都市自治体警察職員の身分、待遇等については、特別の取扱をすることができるものとする。

ホ . 警察職員の給与及び定数は、法律で基準を定めるものとする。

ト . 警察費については、国が一定の負担をするものとする。

(付録)

地方制度の改革に関する答申の少数意見(抜粋)

項目	修正意見	提出者	賛成
1.(3)1(警察事務の配分)	「市町村の自治体警察は現行どおりとすること。但し、警察の設置維持を希望しない都市にあっては住民の意思によって警察を維持しないことができること。」に改める。	中井、金刺、竹内、徳田、関井、大竹、加来、辻委員	14
1.(3)1イ(警察の設置単位)	「中央機関を設け、」の下に「別に限定された国の治安事務を処理し、」を加える。	内山、友末、松岡、北村委員	4
二(国の指揮監督)	「国家的事件等に関しては」を「別に限定された国の治安事務に関しては」に改める。	上 同	4
ホ(警察職員の身分)	原案を但書とし、新たに本文として「府県警察に従事する職員は、すべて府県の公務員とするものとする。」を加える	上 同	4
1.(3)1イ(大都市単位の警察)	大都市単位の警察は、これを設けないものとする。	原案本文	
1.(3)1ホ(警察職員の身分)	府県及び大都市自治体警察に従事する職員は、原則として府県及び大都市の公務員とすること。但し、警察事務の特殊性に鑑み、その身分、待遇等については特別な取扱をすることができるものとする。	原案少数説	16

備考

- 1 出席委員は、38人である。
- 2 同一提案者に係る修正意見は、各項ごとに、一括して採決したものである。